

○常総衛生組合職員の分限に関する条例

〔平成13年7月3日
常総衛生組合条例第2号〕

第1条 常総衛生組合職員の分限に関する条例については、常総市職員の分限に関する条例（昭和48年水海道市条例第20号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。